

令和 5 年

上砂川町議会会議録

第2回 臨時会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

令和5年第2回臨時会

(4月27日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
議案第21号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	5
議案第22号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）（原案可決）	6
閉会の宣告	9

出席議員

議席 番号	氏 名	2 臨
		4.27
1	石 田 浩 二	○
2	藏 根 高 史	○
3	笹 木 笑 子	○
4	小 澤 一 文	○
5	越 前 等	○
6	伊 藤 充 章	○
7	吉 川 洋	○
8	高 橋 成 和	○

説 明 の た め 出 席 し た 者

役 職 名	氏 名	2 臨
		4.27
町 長	奥 山 光 一	○
副 町 長	林 智 明	○
教 育 長	飯 山 重 信	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	×
監 査 事 務 局 長	浅 利 基 行	○
総 務 課 長	鷲 尾 仁 志	○
企 画 課 長	山 崎 数 浩	○
建 設 環 境 課 長	内 野 博 之	○
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○
福 祉 課 長	戸 田 晋 一	○
健 康 推 進 課 長	林 孔 美	○
教 育 次 長	米 田 淳 一	○

事 務 局 職 員 出 席 者

職 名	氏 名	2 臨
		4.27
議 会 事 務 局 長	浅 利 基 行	○
総 務 係 長	齊 藤 弥 生	○

令和 5 年

上砂川町議会第 2 回臨時会会議録（第 1 日）

4 月 2 7 日（木曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会

午前 1 0 時 2 0 分 閉 会

○議事日程 第 1 号

第 1 会議録署名議員指名について

第 2 会期決定について

4 月 2 7 日 1 日間

第 3 議案第 2 1 号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について

第 4 議案第 2 2 号 令和 5 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 号）

○会議録署名議員

4 番 小 澤 一 文 5 番 越 前 等

◎開会の宣告

- 議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。
- 理事者側につきましては、横林代表監査委員が所用のため欠席しております。
- ここで4月の人事異動、機構改革により担当課長に変更がありましたので、ご紹介いたします。
- 初めに、鷺尾総務課長。
- 総務課長（鷺尾仁志） 総務課長の鷺尾です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 議長（高橋成和） 次に、山崎企画課長。
- 企画課長（山崎数浩） 企画課長の山崎です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 議長（高橋成和） 続きまして、戸田福祉課長。
- 福祉課長（戸田晋一） 福祉課長の戸田です。よろしくお願いいたします。
- 議長（高橋成和） 続きまして、林健康推進課長。
- 健康推進課長（林 孔美） 健康推進課長の林です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 議長（高橋成和） 続きまして、内野建設環境課長。
- 建設環境課長（内野博之） 建設環境課長の内野です。よろしくお願いいたします。
- 議長（高橋成和） 以上で紹介を終わります。

それでは、定足数に達しておりますので、令和5年第2回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

- 議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

- 議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、小澤議員、5番、越前議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

- 議長（高橋成和） 日程第2、会期決定について議題といたします。
- お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（高橋成和） 異議なしと認めます。
- よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

◎議案第21号

○議長（高橋成和） 次、日程第3、議案第21号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第21号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、上砂川町税条例の関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は住民課長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めますが、条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げにつきましては省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、本文の読み上げにつきましては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） それでは、ご指示によりまして、議案第21号について内容の説明をいたします。

資料ナンバー1の改正の概要をご参照願います。改正の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律及び国民健康保険法施行令の一部を改正する政令等が改正、公布されたため、これに準拠し規定している本町の税条例の関係条項を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、まず個人住民税に関わる改正につきましては、森林整備等に係る必要な地方財源を確保する観点から森林環境税が国税として創設され、令和6年度より個人住民税と併せて賦課徴収することに伴う規定の改正でございます。森林環境税を個人住民税の均等割と併せて徴収し、町から納入された森林環境税を北海道を経由して国に納めるもので、徴収税額は年額1,000円でございますが、平成26年度から本年度まで個人住民税は防災のための施策に要する費用の財源確保のため臨時措置として年間1,000円引き上げられており、森林環境税の新設に合わせこの措置が終了することから、均等割の徴収額は現在と変わらないことになります。

軽自動車税につきましては、本年3月に見直す予定でございました環境性能割の税率区分を本年12月末まで据置きとし、また電動車の一層の普及促進のため燃費基準達成度を資料中段の表のとおり3年間で段階的に引き上げる、電気自動車等を取得した場合の現行の

経過措置の適用期限を３年間延長する、３輪以上で一定の基準を満たす特定小型原動機付自転車をミニカー区分から原動機付自転車の税率区分とし、令和６年度課税分から適用するとの改正でございます。

国民健康保険税につきましては、賦課限度額の改正で、資料下段の表にありますとおり後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を20万円から22万円に引き上げ、低所得者に係る軽減判定所得基準額を５割軽減は28万5,000円から29万円に、２割軽減では52万円から53万5,000円に引き上げる内容でございます。こちらにつきましては本年度の課税より適用されます。

その他、法律等の改正に係る規定の整備を行うものでございます。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー２の新旧対照表をご参照願います。

以上が改正の内容でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第21号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第２２号

○議長（高橋成和） 次、日程第４、議案第22号 令和５年度上砂川町一般会計補正予算（第１号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第22号 令和５年度上砂川町一般会計補正予算（第１号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和５年度上砂川町一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,790万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,090万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月27日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長(高橋成和) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) それでは、ご指示によりまして、議案第22号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、14款国庫支出金1,558万円の追加で、1億6,507万円となります。

1 項国庫負担金651万7,000円の追加で、1億4,904万5,000円となります。

2 項国庫補助金906万3,000円の追加で、1,487万7,000円となります。

19款繰越金2,232万円の追加で、5,232万円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が3,790万円の追加で、29億4,090万円となります。

2、歳出、2款総務費200万円の追加で、3億5,994万7,000円となります。

1 項総務管理費200万円の追加で、3億2,522万4,000円となります。

3 款民生費612万円の追加で、7億3,233万5,000円となります。

2 項児童福祉費612万円の追加で、6,571万6,000円となります。

4 款衛生費1,368万円の追加で、2億719万4,000円となります。

1 項保健衛生費1,368万円の追加で、1億2,188万3,000円となります。

10款教育費1,610万円の追加で、1億4,397万8,000円となります。

5 項保健体育費1,610万円の追加で、2,927万3,000円となります。

歳出合計が3,790万円の追加で、29億4,090万円となります。

事項別明細書5ページ、歳出でございます。3、歳出、2款1項10目町民センター管理費200万円の追加は、町民センター屋上パラペット西側部分が破損したための修繕費と東側、北側部分の落下防止対策を行うものであります。

3 款2 項1 目児童福祉総務費612万円の追加で、3,542万6,000円となります。

資料ナンバー3をご参照願います。令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の概要であります。目的であります、国は食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するもので、対象世帯は低所得の二人親世帯、低所得の独り親世帯につきましては道より支給となります。対象者は、平成17年4月2日から令和6年2月29日までに生

まれた児童で、障害児の場合は20歳未満を養育している父母、令和4年度の町民税均等割が非課税世帯または生活保護世帯の方もしくは令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方で、給付額は支給対象児童1人につき5万円、対象者数は36人となっております。物価高騰の影響は、非課税世帯だけではないので、町独自の施策として対象者は5月1日現在町内に住所を有する国の子育て世帯生活支援特別給付金の対象としない子育て世帯で、給付額は支給対象児童1人につき3万円、対象者数は140人で、支給時期は令和5年5月末を予定しております。

予算書にお戻り願います。10節需用費9万7,000円の追加、11節役務費2万3,000円の追加、18節負担金、補助及び交付金、特別給付金600万円を追加するものであります。

4款1項4目新型コロナウイルスワクチン接種事業費1,368万円の追加で、1,380万3,000円となります。

資料ナンバー4をご参照願います。令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種体制についてであります。令和5年度のワクチン接種は、特例臨時接種が1年間延長され、今年度も無料接種となります。接種時期、対象者ですが、春夏は5月8日から8月までで、高齢者、5歳から64歳で基礎疾患を有する者、医療従事者、介護従事者、令和5年度秋冬は9月から12月までで、5歳以上が対象となり、春夏接種者は3か月の間隔を空け、2回接種となります。対象者数であります。春開始接種対象者は高齢者1,100人、5歳から64歳で基礎疾患を有する者50人、医療従事者・介護従事者50人で計1,200人、秋開始接種対象者は5歳以上で1,900人、計3,100人分を見込み、接種方法及びスケジュールは令和6年度の定期接種化に向けて個別接種への移行を見込み、令和5年度は個別接種と集団接種を併用実施とし、春夏接種開始は個別接種は5月下旬から6月上旬に開始し、集団接種は6月2回、8月1回、予備1回の計4回、集団接種時の高齢者の無料送迎は継続いたします。秋冬接種開始は、9月から個別接種と集団接種4回実施いたします。申込み方法であります。今までのプッシュ型から季節性インフルエンザワクチン同様個別接種を希望する場合は接種希望者が接種医療機関に、集団接種を希望する場合は役場健康係に直接予約するよう変更いたします。

予算書にお戻り願います。1節報酬102万2,000円の追加、3節職員手当等92万円の追加、7節報償費133万3,000円の追加、8節旅費1万4,000円の追加、10節需用費64万1,000円の追加、11節役務費74万円の追加、12節委託料582万円の追加、13節使用料及び賃借料79万円の追加、17節備品購入費20万円の追加、18節負担金、補助及び交付金220万円を追加するものであります。

10款5項2目体育施設費1,610万円の追加は、雪解け後に新たに内部を確認したところ鉄骨の曲がりやひどく、モルタル塀も傾斜した状態で今年度はプールの運営ができない状況であり、安全措置としてこども園の運営に支障が出ないよう全ての鉄骨とモルタル塀を撤去するため、鶺鴒プールの除却工事を行うものであります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、14款1項2目衛生費負担金651万7,000円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の計上であります。

2 項 2 目民生費補助金190万円の追加は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金の計上で、3 目衛生費補助金716万3,000円の追加は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の計上であります。

19款 1 項 1 目繰越金2,232万円の追加は、前年度繰越金を追加するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第22号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本臨時会に付議されました案件につきましては全て終了いたしましたので、令和5年第2回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時20分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 小 澤 一 文

署 名 議 員 越 前 等